



北九州市人事委員会公告第4号

平成29年度身体障害者を対象とする北九州市職員採用選考を実施するため、職員採用試験規則（昭和38年北九州市人事委員会規則第4号）第8条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成29年7月27日

北九州市人事委員会委員長 河 原 一 雅

平成 29 年 度

**身体障害者を対象とする  
北九州市職員採用選考案内**

平成 29 年 7 月 27 日  
北九州市人事委員会

**<第 1 次選考日>**

**一般事務員（上級・初級） 9 月 1 7 日(日)**

**選考会場** 小倉北区役所(北九州市小倉北区大手町 1-1)

**学校事務職員 9 月 2 4 日(日)**

**選考会場** 北九州市立大学北方キャンパス(北九州市小倉南区北方4-2-1)

(注 1) 一般事務員（上級・初級）と学校事務職員の選考日が異なります。  
(注 2) 受験資格を満たしていれば、「一般事務員（上級・初級）」と「学校事務職員」の双方を受験することができます。

**<受付期間>**

**【電子申請】**

**8 月 7 日(月)～8 月 2 8 日(月) (※受信有効)**

午前 8 時 30 分

午後 3 時 00 分

**【郵送申込】**

**8 月 7 日(月)～8 月 2 8 日(月) (※消印有効)**

※「10 受験手続」をよく読んで申し込んでください。

※郵送申込の場合は、必ず簡易書留としてください。

**1 選考区分、採用予定数及び職務概要**

選考区分	採用 予定数	職務概要
一般事務員（上級）	5 名 程度	市長事務部局等における一般事務の職務
一般事務員（初級）		
学校事務職員	若干名	市内の小・中・特別支援学校における学校事務の職務

※採用予定数は変更になることがあります。

※職務概要は代表的な例であり、異なる職務に従事する場合があります。

## 2 受験資格

選考区分	受 験 資 格	
	個別資格	共通資格
一般事務員 (上級)	昭和62年4月2日から 平成8年4月1日までに 生まれた人	①身体障害者福祉法第15条に 定める身体障害者手帳(1～6級) の交付を受けている人  ②介護者なしに一般事務員としての 職務の遂行が可能な人
一般事務員 (初級)	平成8年4月2日から 平成12年4月1日までに 生まれた人	
学校事務職員	昭和62年4月2日から 平成10年4月1日までに 生まれた人	①身体障害者福祉法第15条に 定める身体障害者手帳(1～6級) の交付を受けている人  ②介護者なしに学校事務職員としての 職務の遂行が可能な人

上表の受験資格と次の(1)、(2)の要件をすべて満たす人が受験できます。

- (1) 次のいずれかに該当する人
- ア 日本国籍を有する人
  - イ 出入国管理及び難民認定法による永住者(平成30年3月までに資格取得見込みの人を含む)
  - ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法による特別永住者(平成30年3月までに資格取得見込みの人を含む)
- (2) 次のいずれにも該当しない人
- ア 成年被後見人、被保佐人
  - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - ウ 北九州市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
  - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

(注) 受験資格がないことが判明した場合は合格を取り消します。また、申込書等の記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。

### 3 選考の日時、場所及び合格者発表等

	選考区分	日 時	場 所	合格者発表
第1次 選考	一般事務員 (上級・初級)	平成29年 9月17日(日) 午前9時集合	小倉北区役所 北九州市小倉北区 大手町1-1 ※東出入口から 入庁してください。 (選考会場案内図①参照)	平成29年10月6日 (金)に行います。(市 ホームページに掲載す るとともに、発表日の み午前9時から午後5 時まで小倉北区役所東 棟1階東入口横に掲示 します。) なお、第1次合格者 には第2次選考の日 時・場所等を記載した 文書を郵送します。
	学校事務職員	平成29年 9月24日(日) 午前9時集合	北九州市立大学 北方キャンパス 北九州市小倉南区 北方4-2-1 (選考会場案内図②参照)	
第2次 選考	第1次合格者発表の際にお知らせします。			平成29年11月中旬 に発表します。

※ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員）は最終合格者として決定されません。

なお、最終合格者決定にあたって、必要な官公庁へ照会を行います。

### 4 選考の方法・配点・内容等

#### (1) 第1次選考（点字による受験ができます。）

選考区分	選考の方法・配点・内容
一般事務員 (上級)	教養試験：一般的知識（社会、人文、自然等）及び一般的知能（文章【60点】理解、判断推理、数的推理、資料解釈等）について択一式による筆記試験を行います。30問出題し、全問必須解答です。＜2時間＞（大学卒業程度） 小論文：課題を与えます。＜1時間30分＞【40点】
一般事務員 (初級)	教養試験：一般的知識（社会、人文、自然等）及び一般的知能（文章【60点】理解、判断推理、数的推理、資料解釈等）について択一式による筆記試験を行います。30問出題し、全問必須解答です。＜2時間＞（高校卒業程度） 作文：課題を与えます。＜1時間30分＞【40点】
学校事務職員	教養試験：一般的知識（社会、人文、自然等）及び一般的知能（文章【60点】理解、判断推理、数的推理、資料解釈等）について択一式による筆記試験を行います。30問出題し、全問必須解答です。＜2時間＞（短大卒業程度） 作文：課題を与えます。＜1時間30分＞【40点】

※選考終了は午後2時10分の予定です。

※点字受験の場合は選考時間及び選考終了時間が異なります。

※選考問題については拡大文字（12ポイント程度）を使用します。

（この選考案内は、おおむね12ポイントの活字を使用しています。）

(注1) 第1次選考当日〔一般事務員(上級・初級)は9月17日(日)、学校事務職員は9月24日(日)〕に持参するもの

- ・受験票
- ・身体障害者手帳
- ・筆記用具(鉛筆、消せないボールペン、プラスチック消しゴム、鉛筆削り)
- ・時計(計時機能だけのものに限ります。)
- ・昼食は必ず準備してきてください。(昼食時間は車の出し入れはできません。)

(注2) 点字問題による受験を希望する人は、その旨を申込書に記入してください。

(注3) 車イスを利用する人は、その旨を申込書に記入してください。

また、補装具等の持ち込みを希望する人は、申込書に具体的に記入してください。

(注4) 自然災害等による日程の変更など、緊急連絡等については、北九州市コールセンター(093-671-8181)でお知らせしますので、適宜ご確認ください。

(注5) 第1次合格者は第1次選考の総合成績により決定します。

## (2) 第2次選考(手話通訳による受験ができます。)

選考区分	選考の方法・配点・内容
全区分	□ 述 試 験：個別面接を行います。 【40点】 身 体 検 査：胸部疾患の有無その他について行います。

(注1) 手話通訳による受験を希望する人は、その旨を申込書に記入してください。

(注2) 最終合格者は第1次選考と第2次選考の総合成績により決定します。ただし、□述試験の成績が一定基準に満たない場合は、不合格となります。

## 5 採 用

採用は原則として、平成30年4月1日以降となります。

日本国籍を有しない人で、「永住者」又は「特別永住者」の在留資格を取得見込みの人は、平成30年3月31日までにその取得ができない場合には採用されません。

## 6 給 与 (平成29年4月1日現在)

一般事務員(上級)	約189,000円
一般事務員(初級)	約156,000円
学校事務職員	約172,000円

※ 上記初任給は、給与改定等により変更となる場合があります。また、各人の学歴や職歴に応じて一定の基準により加算される場合があります。

※ 上記初任給の他、それぞれの支給要件に応じ、通勤手当、扶養手当、住居手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

## 7 日本国籍を有しない人の採用後の配置等

「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」に携わる公務員については、日本国籍を必要とするという「公務員に関する基本原則」に基づく任用制限により、北九州市では、日本国籍を有しない人は次の(1)に該当する職務及び(2)に該当する職に就くことはできません。また、昇任についての考え方は(3)のとおりです。

(1) 公権力の行使に該当する職務について（係単位で定めます）

- ・市民の権利又は自由を一方的に制限することとなる職務
- ・市民に義務又は負担を一方的に課すこととなる職務
- ・市民に対し強制力をもって執行する職務

＜代表的な職務の具体例＞

- ・営業の停止命令、生活保護の決定、建築行為の許可、開発行為の規制等
- ・租税の賦課、国民健康保険料の賦課等
- ・租税の滞納整理、土地取得に伴う代執行、立入検査等

(2) 公の意思の形成への参画に該当する職について

北九州市副市長以下専決規程等に定める専決権を有する課長級以上の職及び市の基本施策の決定に携わる財政、人事、企画部門の係長級以上の職が該当します。

(3) 昇任について

「公務員に関する基本原則」に反しない範囲において昇任することができます。

## 8 採用選考結果の通知について

第1次選考、第2次選考の不合格者のうち、希望する人に対して、本人の選考結果（得点、総合順位）を本人あてに通知します。詳しくは別紙の「選考結果照会申出要領」をご覧ください。

## 9 選考問題の例題公表について

選考問題の例題等を市のホームページに掲載します。掲載期間は平成29年7月27日から約1年間です。

([http://www.city.kitakyushu.lg.jp/jinji/file\\_0006.html](http://www.city.kitakyushu.lg.jp/jinji/file_0006.html))